

保 発 1119 第 7 号
平成 26 年 11 月 19 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険組合規約例の一部を改正する組合規約例について

被用者保険の保険者が支給する出産育児一時金等について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 365 号）が本日公布されたことに伴い、国民健康保険組合規約例（昭和 34 年保発第 13 号）を別添のとおり改正することとしたので、その旨御了知の上、貴管内保険者への周知等に御配慮願いたい。